
【前橋市再犯防止推進計画】

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく、市町村における「再犯防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけます。

国の「再犯防止推進計画」では、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた5つの基本方針と7つの重点分野を示しており、群馬県の「群馬県再犯防止推進計画」においても、本県の実情に応じた施策の実施・検討について示しています。

本市においても、本市の実情に応じた再犯防止に関する取組を推進し、住民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

○「群馬県再犯防止推進計画」の推進

「群馬県再犯防止推進計画」に基づいて、市町村が行うべき取組を積極的に推進します。

○再犯防止に関する周知啓発

犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。

○更生保護活動への支援

地域における更生保護の活動拠点である、前橋市更生保護サポートセンターへの支援を行います。

○保護司との連携強化

犯罪をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。

○民間協力者や関係団体等との連携

更生保護女性会などの更生保護に関わる団体や支援者、前橋市社会福祉協議会、保護観察所等、との連携強化に努めます。また、協力雇用主などの再犯防止に向けた就労に関する支援関係者や住居に関する支援関係者等との連携を図り、取組を推進します。合わせて、「群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議」（群馬県主催）へ参加し、群馬県との連携に努めます。

○保健医療・福祉サービスの利用支援

必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。

○犯罪被害者支援施策との協調

再犯防止に関する施策の展開を行うにあたり、第3次群馬県犯罪被害者基本計画等の犯罪被害者への支援を行う施策などと協調を図りながら進めます。
